

令和4年9月7日

製薬会社各位

市立長浜病院 薬剤局

MR訪問規程について

平素は当院の薬剤情報提供活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、訪問は原則禁止となっております、オンライン面談での対応をお願いしております。来院を要する場合は以下の通りとしますので、遵守していただきますようお願いいたします。

また、院内の活動につきましても、市民から誤解を招くことのないよう注意していただきますようよろしくお願いいたします。

記

【訪問について】

1. 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、来訪制限が変更になっている可能性があるため、病院ホームページ「病院からのお知らせ」を確認の上、訪問すること。
2. 来訪場所は医師との約束や要請がある場合、病院の指示に従い無断入室等がないよう常識の範囲で行動すること。廊下、待ち合い等で、患者様や患者家族に不快な印象や誤解を受けるような言動・行動は厳に慎むこと。
3. 来訪時間は原則、正午から午後6時までとするが、予め訪問先と時間調整を行い、院内滞在時間を最短とすること。
4. 医師面会には予め訪問先と時間調整は、原則的に医局秘書を通じて行うこと。
5. 来院の際は、南側外来駐車場（病院南側道路を隔てた）を使用すること。
6. 来院の際の出入口は、当院北側救急時間外通用口1ヶ所とする。
7. 来院の際は、上記の出入口（警備室）に備える「業者来訪記録簿」に訪問日時、訪問先（部署、医師名等）用件、を記入すると共に「入場許可書入れ」に名刺を収納し名刺として胸に着用する。帰院の際は、終了時間を記入し「入場許可書入れ」を返却する。
8. 来院手続き後、訪問前に薬剤科に設置する「MR訪問日誌」に訪問日時、訪問先（部署、医師名等）用件等を記入する。薬剤科へ持参、提供した資料等は備考欄にその内容を記入のこと。（来訪者全員を記名すること）
9. 訪問時間内であっても医局秘書への伝言・TELは、17時15分までとする。
10. 不適切な情報交換が行われた場合及び適切な情報提供が行われない場合は、薬品の採用を取り消す場合がある。
11. MRバッジ着用すること。
12. 薬剤科への連絡で至急の場合は、予め電話で連絡すること。

【薬剤情報提供活動】

情報提供活動については、緊急の場合を除き午後2時～4時とし、内容は以下の通りとする。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、できる限り電話やダイレクトメールを利用し来院回数・時間を削減に努めること。
2. 先発医薬品：新規・剤型変更に関わらず、薬剤科がプロモーション許可した薬品。
後発・後続医薬品：薬剤科が許可した薬品以外の情報提供活動禁止とする。
3. 院内勉強会（薬剤科主催に関わらず）を開催する時は、指定の用紙で薬剤科に届出を行う。薬剤局ホームページにある『市立長浜病院院内研修会等申請書』印刷し、事前に（当日は不可）薬剤科に提出すること。
4. 緊急安全性情報、製品回収等の緊急連絡が必要な場合は来訪時間に関わらず、D I室担当の指示に従う事。
5. その他、情報提供活動の詳細はD I室発行の文書を確認する事。
6. 担当交代があった場合は、この内容を申し送り、薬剤科D I室アドレスに「医薬品情報担当者（MR）登録及び情報提供活動申請書」を送信すること。

上記の事項を遵守しない場合、虚偽、不正又は不誠実な行為をはたらいた場合は、当院への来院を禁止する

以上